

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程の
あらまし

- 1 国家公務員の取扱いを踏まえ、男性の育児参加休暇の取得可能期間を拡大します。
- 2 この規程は、令和4年10月1日から施行します。